

改正

平成19年12月20日水道事業管理告示第1号

平成22年10月1日水道事業管理告示第2号

平成25年3月12日水道事業管理告示第2号

平成27年3月25日水道事業管理告示第1号

令和元年10月1日水道事業管理告示第2号

令和2年3月16日水道事業管理告示第4号

令和2年8月3日水道事業管理告示第1号

令和6年3月29日水道事業管理告示第1号

伊達市給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市給水条例（平成18年伊達市条例第193号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）その他の給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置新設等の申込み)

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造等の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）に手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(利害関係人の承諾又は同意)

第4条 前条の申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事申込書の土地・家屋使用承諾書欄又は給水管所有者分岐同意書欄において利害関係人の承諾又は同意を得て提出しなければならない。

(1) 家屋の所有者でないとき。

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

(3) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。

(開発等の事前協議)

第5条 条例第6条の協議は、開発給水協議書（様式第2号）の提出により行う。

2 市長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に開発給水協議回答書（様式第3号）により回答する。

（給水装置の構造及び材質）

第6条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定めたものを基準とする。

2 市長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、伊達市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提示できないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第7条 条例第9条の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1）工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業所で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

（2）製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

（3）製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技术その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

3 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。

4 条例第9条第2項の規定による配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件は伊達市給水装置工事設計施行指針によるものとする。

（受水槽の設置）

第8条 給水装置工事等の申込者又は水道使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受水

槽を設置しなければならない。この場合において、市長は、受水槽以下の給水装置について水利計算書、受水槽容量、型式及び各階配管図の提出を求めることができる。

- (1) 一時に多量の水を必要とする場合
- (2) 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量を必要とする場合
- (3) 配水管の断水時においても、必要最小限度の給水を確保する必要がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

2 前項の場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水槽の入水口とする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第9条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等、有害物又は汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(給水の申込み)

第10条 条例第14条に規定する給水の申込みは、水道使用異動届（様式第4号）により行う。

(代理人の選定)

第11条 条例第15条の規定による給水装置の所有者の代理人選定の届出は、代理人選定（変更）届（様式第5号）により行う。

(管理人の選定)

第12条 条例第16条第1項の規定による管理人選定の届出は、給水装置の共有者管理人選定届（様

式第6号の1)又は給水装置を共有する(共同住宅等の)管理人選定届(様式第6号の2)により行う。

(メーターの設置)

第13条 条例第17条第2項の規定によるメーターの位置について、市長はメーターの検針、取替えの能率、維持管理等を考慮して定めるものとする。

(メーターの管理)

第14条 メーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所に検針若しくは機能を妨げるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者は、自己の保管にかかるメーターを損傷し、又は亡失したときは、水道使用異動届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(メーターの損害賠償)

第15条 市長は、条例第18条第3項の規定によりメーターの損害額を賠償させようとするときは、残存価格を考慮して賠償額を定めるものとする。

(給配水設備等の破損)

第16条 給配水設備等の破損事故が発生した場合の復旧工事費等は、原因者負担とする。

(水道の利用中止又は変更等の届出の様式)

第17条 条例第19条第1項各号及び同条第2項各号の規定により行う届出は、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 水道の利用を止めようとするとき 水道使用異動届(様式第4号)
- (2) メーターの用途又は口径を変更しようとするとき 水道使用異動届(様式第4号)
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき 私設消火栓使用申込書(様式第7号)
- (4) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用異動届(様式第4号)
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届(様式第8号)
- (6) 消防用として水道を使用したとき 消防用水使用届(様式第9号)
- (7) 管理人に変更があったとき又は当該管理人の住所に変更があったとき 水道使用異動届(様式第4号)

(給水装置及び水質の検査)

第18条 条例第22条第1項の規定による検査の請求をしようとする者は、給水装置・水質検査請求書(様式第10号)により行うものとする。

(水量の認定)

第19条 条例第26条に規定する使用水量の認定の方法は、前3月間における使用水量その他の事実を考慮して行う。

(使用水量の端数計算)

第20条 定例日に検針し、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して算入する。

(過誤納による料金の精算)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、還付又は翌月分以降の料金において精算することができるものとする。

(料金等の納入期限及び延滞金の徴収)

第22条 料金その他の納付金(以下「料金等」という。)の納期限は、納入通知書を発した日から14日以内とする。

2 料金等を督促により徴収する場合において発する督促状に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

3 料金等に関して督促した場合は、当該料金等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

4 前項の場合において、延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その全額が1,000円に満たないときは、これを徴収しない。

5 第3項の延滞金の額を計算する基礎となる収入金に1,000円未満の端数があるとき、又はその収入の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、第1項及び第2項の指定納期限までに料金等を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第3項の延滞金を減免することができる。

(料金等の領収及び取扱者印)

第23条 集金の方法で徴収する料金等の領収書は、伊達市水道事業企業出納員の領収印及び現金取扱者又は料金の徴収を委託された者の印があるものに限り有効とする。

(給水装置を共用する料金)

第24条 給水装置を共用する料金は、1共用給水装置ごとに作成する納入通知書により徴収する。

(料金等の軽減又は免除)

第25条 条例第32条に規定する料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、漏水による水道料金軽減申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、料金等の軽減又は免除を決定したときは、水道料金軽減決定通知書（様式第12号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

（停水処分の方法）

第26条 条例第36条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の封鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

（その他）

第27条 この規程の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の伊達町水道条例施行規程（平成10年伊達町企業管理規程第1号）、梁川町水道条例施行規則（平成10年梁川町規則第2号）、保原町給水条例施行規程（昭和59年保原町訓令第4号）又は霊山町水道条例施行規則（平成10年霊山町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年12月20日水管告示第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月1日水管告示第2号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日水管告示第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日水管告示第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日水管告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月16日水管告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月3日水管告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に受けた申込みに適用し、同日前に受けた申込みについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊達市給水条例施行規程の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている場合は、この告示による改正後の伊達市給水条例施行規程の様式により使用されているものとみなす。

4 この告示の施行の際現にある旧様式については、令和2年12月31日まで使用することができる。

附 則（令和6年3月29日水管告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に厚生労働大臣の登録を受けた者は、この告示による改正後の伊達市給水条例施行規程の規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者とみなす。

様式第1号 (第3条関係)

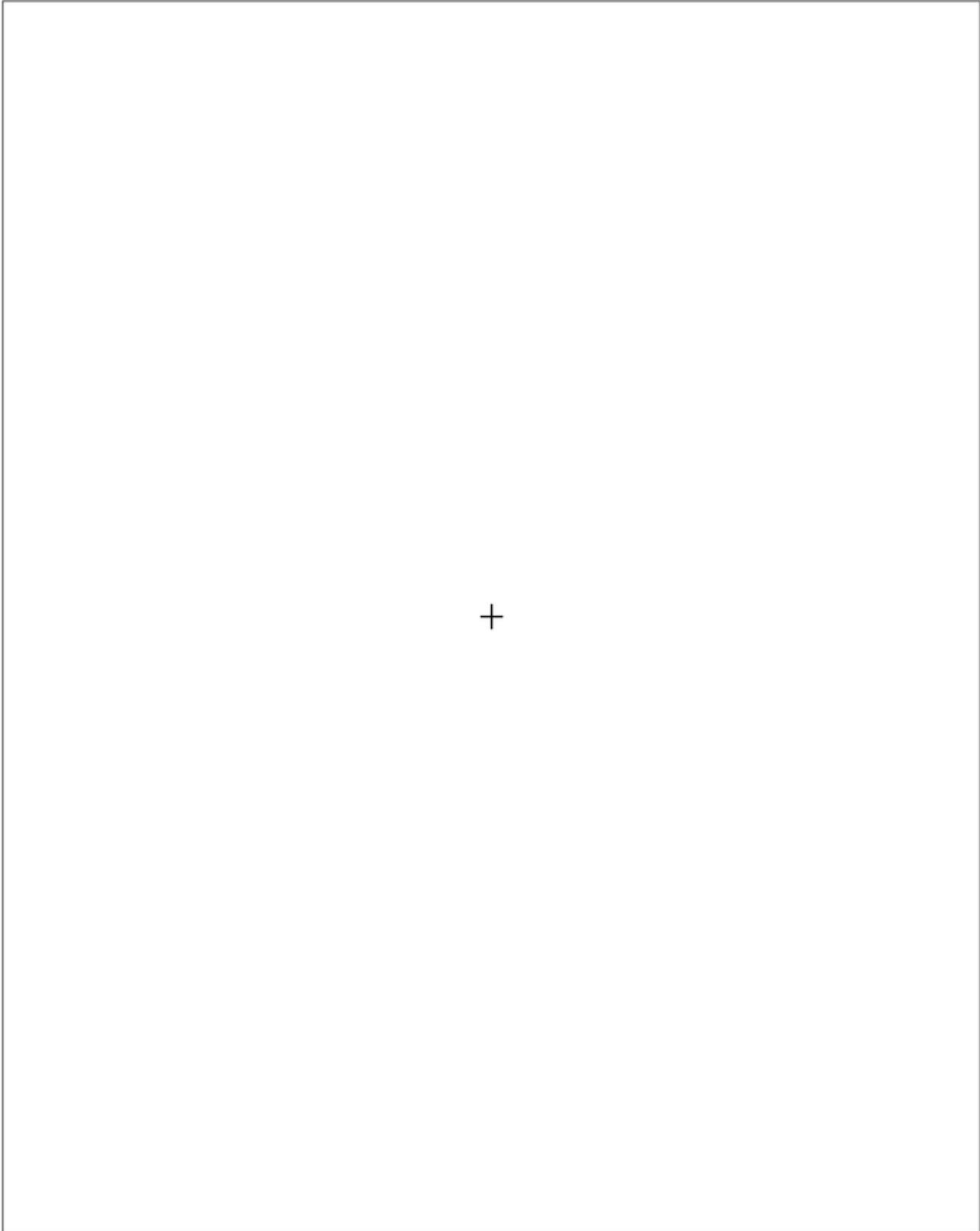
給水装置工事申込書

					年度	年 月 日受付			
伊達市長 加入金並びに手数料については、伊達市給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第5条の規定に基づき、次のとおり申込みします。 国県市道及びこれに準ずる道路に埋設される給水装置の維持管理を市に委任します。 申込者住所 (給水装置所有者) フリガナ 氏 名 印 申込者の誓約 この給水装置において出水不良・漏水・止水栓不明等が生じた場合は、私の責任において改善工事を行います。						受付番号		承認印	
申込者より下記のとおり受託し伊達市給水条例、同施行規程その他給水装置に関する諸規程を承知のうえ施行しますので承認願います。 年 月 日 受託工事業者所在地 (指定給水装置工事事業者) 電話番号 名 称 印 給水装置工事主任技術者名 印									
給水装置設置場所		伊達市							
工 事 種 別		新設・改造・撤去		工 事 期 間		承認の日より 年 月 まで (日間)			
委 任	委 任 事 項	① 給水装置工事の申し込み及び取り消しに関する一切 ② 市が徴収する加入金、手数料の納入に関する一切							
	委 任 者 (給水装置所有者)	住 所		氏 名 印					
工 事 金 額		円	用 途		① 家庭 ② 営業 ③ 工場 ④ 事務所 ⑤ 公共 ⑥ 学校 ⑦ 病院 ⑧ その他				
給 水 栓 数 其 他		給水栓数	栓 受 水 槽		m ³	高置水槽	m ³		
市が徴収する 手数料及び 加入金	①手数料	区 分		内 訳		手 数 料	調 定		
		設計審査手数料 しゅん工検査手数料 分岐立会手数料		_____		円	調定月日 月 日 手数料調定NO. 加入金調定NO.		
	②加入金	区分	口 径	個 数	金 額	加 入 金	伊 梁 保 量 月 達 川 原 山 館		
			mm	個	円	円			
土地・家屋使用承諾書 (第4条関係) 本給水装置工事施行のため、私所有の土地・家屋を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し問題が生じたときは当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者住所 氏 名 印 承諾する土地・家屋 伊達市				給水管所有者分岐同意書 (第4条関係) 本給水装置工事施行のため、私所有の給水装から分岐することに同意します。なお、本同意に関し問題が生じたときは当事者間で一切解決します。 年 月 日 同意者住所 氏 名 印					
給水装置工事しゅん工検査申請書 伊達市長 年 月 日 当該給水装置工事がしゅん工しましたので検査願います。 指定給水工事事業者 印 指定装置工事主任技術者 印			しゅん工	年月日	検査の内容	① 止水栓 (きょう)	適・否	常圧 Mpa・省略	
			検査	年月日		② メーター (きょう)	適・否	水圧試験 分間 Mpa・省略	
			合格	年月日		③ 水抜栓 (きょう)	適・否	残留塩素 mg/ l 省略	
						④ 給水栓	適・否		
	技術管理者	課長	課長補佐	係 長	係 員	備 考			
施行承認									
しゅん工									

戸番図番号	
-------	--

しゅん工図

凡 例		撤 去	-----
新 設	——	自 家 水	-----
既 設	-----	境 界	-----



年 月 日

伊達市長

申請者 住所
氏名
電話番号（ ） 印

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給 水 場 所 伊達市
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称(団地名)
- 3 開 発 目 的 (1) 宅地造成による土地分譲
(○で囲む。) (2) 宅地造成及び分譲住宅建築
(3) その他()
- 4 開 発 事 業 の 概 要 開発区域 m²
計画地盤高 最高 m、最低 m
区画数 区画
- 5 開 発 事 業 の 予 定 時 期 着工 年 月
完成 年 月
- 6 給 水 希 望 年 月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添 付 書 類
(1) 位置図 S = 1 / 10,000
(2) 計画平面図 S = 1 / 1,000 ~ 1 / 2,500
(3) 配水管布設計画平面図 同
(4) その他必要書類(道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付)

年 月 日

申請者 様

伊達市長 印

開発給水協議回答書

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、次のとおり回答します。

1 適……………別紙給水協定書の締結を条件として回答します。

2 否
(理由)

	No. _____
水道使用異動届（申 込 書）	
伊 達 市 長	年 月 日
〒	
申 請 者 （ 請 求 先 ）	住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 _____
	電 話 番 号 _____
	代理人又は 指 定 店 _____

異 動 内 容 (○を付けてください)	・給水開始 ・給水停止 ・使用者変更(※) ・口径変更 ・新規取付(許可番号 年度) ・用途変更() ・管理人変更 ・メーター亡失(損傷) ・廃 止 ・一時撤去
お支払い方法 (○を付けてください)	・納付書払 ・口座振替－新規・継続(旧お客様番号:)
給水装置場所 (アパート名等)	
異 動 希 望 日	年 月 日
前 使 用 者 (管理人)氏名	
給水装置所有者	住 所 氏 名

※ 相続や売買により給水装置の所有者が変更となる場合、別途、給水装置所有者変更届の提出が必要となります。

【ご使用上の主な定め】

伊達市の水道は、伊達市給水条例等に基づいてご使用していただいております。ご使用上の主な定めは次のとおりです。あらかじめご了解のうえ、ご使用ください。

1. 水道を使用するとき、使用をやめるときはお申込みが必要となります。
2. 料金は、毎月定められた日を基準日としてメーターで計量した使用水量に基づき算定し請求いたします。
3. 基本料金は、使用日数が15日以下の場合は1箇月分の2分の1の額となり、15日を超えた場合は1箇月分の額となります。
4. メーターの設置場所に検針もしくは機能を妨げるような物を置かないでください。メーターが故障したときなど使用水量が不明の場合は、使用水量を認定して料金を算定いたします。
5. 料金は支払期限内にお支払いください。期限内にお支払いいただけないときは給水を停止いたします。
6. 給水装置はおお客様の財産です。水漏れがないよう管理し、異常があるときは伊達市指定給水装置工事業者へご連絡ください。

様式第5号（第11条関係）

代理人選定（変更）届

年 月 日

伊達市長

給水装置所有者 住所
氏名 印

次のとおり代理人を選定（変更）したのでお届けします。

給水装置の設置場所	伊達市
代理人の住所 氏名	印

様式第6号の1（第12条関係）

給水装置の共有者管理人選定届

年 月 日

伊達市長

住所（給水装置場所）
（フリガナ）
給水装置共有者管理人名 印
電話番号（ ） —

次のとおり給水装置の共有に係る管理人を選定したので、お届けします。

所 有 者 住 所	所 有 者 氏 名

様式第6号の2 (第12条関係)

給水装置を共用する(共同住宅等の)管理人選定届

年 月 日

伊達市長

住所(給水装置場所)

(フリガナ)

共同住宅等の管理人名

印

電話番号() -

次のとおり共同住宅等の管理人を選定したので、お届けします。

住宅(室)番号	使用者氏名	住宅(室)番号	使用者氏名

様式第7号 (第17条関係)

私設消火栓使用申込書

年 月 日

伊達市長

給水装置使用者(給水装置所有者)

住所

氏名

私設消火栓の使用について、次のとおり申込みをします。

使用する	目的	
	場所	
	日時	月 日 時 分から 時 分まで

給水装置所有者名義変更届

年 月 日

伊達市長

給水装置の名義を変更しましたので、次のとおり届出します。

所有者住所氏名	旧所有者住所 氏 名	印
	新所有者住所 氏 名	印
給水装置場所		
変更期日		年 月 日
量水器	口径φ mm メーター番号：	

備考

- 1 売買による所有者変更の場合で、旧所有者の押印ができないときは、登記簿謄本の写しを添付してください。
- 2 相続による所有者変更の場合は、旧所有者の押印は省略して提出してください。

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

伊達市長

伊達市消防団
団長

消防用として水道を使用したので、次のとおり届出します。

火災発生	日 時			
	場 所			
使 用 し た 消 火 栓				
場 所	栓 数	時 間	水 量	摘 要
		自 時 分 分間 至 時 分	m ³	
計		時間 分	m ³	

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

伊達市長

請求者 住所
氏名

次の理由により 給水装置
水質 の検査を請求します。

給水装置の場所	
検査請求の理由	

漏水による水道料金軽減申請書

年 月 日

伊達市長

申請者 ~~メータ~~番号
住 所
氏 名
電話番号 印

伊達市給水条例施行規程第25条の規定に基づき、次のとおり漏水による水道料金の軽減を申請します。

1. 漏水の原因
2. 漏水箇所（略図）

3. 修理依頼 年 月 日 修理完了 年 月 日
修理済指針 _____ m³
(施工前、完成後の写真を添付すること。)

4. 軽減申請対象月 年 月使用分
(軽減は原則1箇月分のみです。特殊事情がある場合は、下欄に詳細に記入してください。)

5. 還付先口座（どちらかに○を付けてください。）
- ・水道料金振替口座（水道料金を口座振替でお支払いの方）
 - ・その他の口座（水道料金が軽減される場合、別途口座情報の届出を依頼します。）

上記の漏水について、修理を完了したことを証明する。

年 月 日

水道工事業者 印

現場担当者
電話番号

様式第12号（第25条関係）

		整理番号	
水道料金軽減決定通知書			
		年 月 日	
申請者 伊達市長			
年 月 日付けで申請のあった水道料金軽減申請について、次のとおり決定したので通知します。			
お客様番号		口径	
			mm
調定金額 (軽減前金額)	円 (年 月分)		
認定金額 (軽減後金額)	円		
軽減による変更	円		
計算根拠	<input type="checkbox"/> 前3箇月の平均使用水量 年 月 年 月 年 月 平均水量 $(\quad \text{m}^3 + \quad \text{m}^3 + \quad \text{m}^3) \div 3 \approx \underline{\quad \quad} \text{m}^3$ <input type="checkbox"/> 漏水量 (検針水量-平均水量) 検針水量 平均水量 漏水量 水量増加率 $\text{m}^3 - \text{m}^3 = \underline{\quad \quad} \text{m}^3 \quad \underline{\quad \quad} \text{倍}$ <input type="checkbox"/> 通常単価による水道料金計算 (平均水量までの水量が対象) 基本料金 従量料金 平均使用水量料金 $\quad + \quad = \underline{\quad \quad} \text{円}$ <input type="checkbox"/> 特別単価による水道料金計算 (漏水量が対象) 漏水量 特別単価 漏水分の水量料金 料金合計 $\text{m}^3 \times \quad \text{円} = \underline{\quad \quad} \text{円} \quad \underline{\quad \quad} \text{円}$		
還付等の方法			
軽減できない理由			

備考 検針水量が平均水量の1.5倍未満又は漏水量が10 m³未満の場合は料金を軽減することができません。検針水量が1.5倍を超過した場合は、平均水量までは通常の料金計算、超過水量については特別単価による料金計算を行い、これらの合計額が軽減認定料金となります。